

農業委員・農地利用最適化推進委員の候補者を募集します

令和8年5月13日に任期満了となることから農業委員と農地利用最適化推進委員の候補者を募集します。

■受付期間 令和7年11月6日（木）～令和7年12月5日（金）

■受付場所 農業委員会事務局（榛東村役場2階）

■募集方法

- ・推薦または応募。所定の用紙に必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ・用紙は、農業委員会事務局に備え置きしています。また、ホームページからもダウンロードできます。
- ・受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までです。

■応募資格

原則として本村に住所を有する者で、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

なお、次のうちいずれかに該当する方は、委員になることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員

■任期 令和8年5月14日～令和11年5月13日（3年間）

■報酬	農業委員 会長	月額	42,500円
	職務代理	月額	30,000円
	委員	月額	28,200円
	農地利用最適化推進委員	月額	28,200円

■募集から任命まで

- ・候補者募集（11月～12月上旬）
- ・募集状況公表（11月～12月）
- ・候補者評価委員会（1月）
- ・農業委員の任命・議会の同意（3月議会）

※農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募はできますが、兼務はできません。

○農業委員

■募集人数：１２人（中立委員１名以上を含む）

※中立委員とは、農業委員会業務に利害関係を有しない（農業に従事していない）者をいいます。

■活動内容：農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定
農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消）に関する業務

※次に挙げる事項が公表されることをご了承願います。（農業委員会等に関する法律施行規則第５条、第６条）

- １．推薦をする者（個人）の「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- ２．推薦をする者（法人又は団体）の「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」、「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- ３．推薦を受ける者又は応募する者の「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- ４．推薦を受ける者又は応募する者が「認定農業者であるか否か」
- ５．「推薦又は応募の理由」
- ６．推薦を受ける者が、「農地利用最適化推進委員の推薦を受けているか」、または「応募する者が農地利用最適化推進委員に応募しているか」。

○農地利用最適化推進委員

■募集人数：７人

■担当地区：以下の表のとおり（概ね100haの農地に１人）

地区名	地 区 の 区 域	人 数
長 岡	１区、２区、３区	１人
山子田	４区、５区、６区、７区	２人
新 井	８区、９区、１０区、１１区、１２区、２０区、２１区	２人
広馬場	１３区、１４区、１５区、１６区、１７区、１８区、１９区	２人

※担当地区として示した大字は、それぞれ「主な大字」であって、各大字が隣接する大字も一部含まれます。

■活動内容：担当区域において、農業委員と連携し、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消）に関する業務

※次に挙げる事項が公表されることをご了承願います。（農業委員会等に関する法律施行規則第１１条、第１２条）

- １．推薦をする者（個人）の「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- ２．推薦をする者（法人又は団体）の「名称」、「目的」、「代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」、「構成員たる資格」、「その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項」
- ３．推薦を受ける者又は応募する者の「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- ４．「推薦又は応募の理由」
- ５．推薦を受ける者が、「農業委員の推薦を受けているか」、または「応募する者が農業委員に応募しているか」